

公示 第549号

令和6年3月1日

被保険者各位

東洋水産健康保険組合
理事長 坂ノ上誠



令和6年度 任意継続保険料の計算に用いる標準報酬月額等級について

令和6年度任意継続保険者の保険料に係る標準報酬月額等級等を、
下記の通り公示します。

記

1.	令和5年9月末 平均標準報酬月額	423, 975円
2.	1. の平均標準報酬月額が属する標準報酬月額等級	27等級 (395千円以上425千円未満)
3.	2. の等級の標準報酬月額	410, 000円
4.	3. に係る保険料の額	健康保険料 44, 690円 介護保険料 7, 052円 <hr/> 合計金額 51, 742円

以上